

全国統一要求（抜粋）	ダンプ 建交労全国ダンプ部会	発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町 4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円
------------	--------------------------	---

第31回全国キャラバン 各発注当局へ要請行動



組合員が多数参加して、東北キャラバン行動に取り組みました。（7月8日福島河川国道事務所）



建設労働者の労働条件改善を求める要請を展開しました。（埼玉北部）



組合員に支払われている実勢単価を示し、「単価改善」を求めました。（7月23日栃木県庁）

7月8日から12日まで全国ダンプキャラバン東北コースを行いました。東北は1週間各県の専従者が一台の車に乗り文字通りキャラバン隊で東北各県を回ります。国交省や県・業界などへ要請をします。

機関へ要請を行います。情勢的には、建設労働者の賃金改善や建設業法一部改正に伴い、建交労としても単価改善には合致したキャラバンとなりました。今年の5月の事務連絡文書でもダンプ交通安全対策は、12条団体使用促進していくしか手がないと発注者に要請しています。

初参加した仲間は組合がこのような事を知り、引き続きダンプの為にがんばってほしいなどの意見が出ました。

11日間かけて要請行動の課題として、社会保険に加入問題として現状の労働者名簿を見せて説明しました。また国保と社会保険では保障内容の違いも示しました。昨年は各就労者に社会保険

全国ダンプ部会は、今年も第31回目の全国ダンプキャラバン行動に各地で取り組みました。燃料・物価高騰が2年以上も続く中で単価改善の要求を中心に各地で取り組まれています。「東北ダンプ支部」は、例年どおりに福島から青森まで東北6県で取り組みました。「埼玉北部支

部」は、国道事務所や県土整備事務所、水資源管理局等11日間かけて要請行動を実施しています。「栃木ダンプ支部」は、県庁交渉で今年の政府通達「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化」にもとづいて、組合員に支払われている実勢単価を示し、単価改善の支援を求めました。

各地の取り組み

初参加の組合員が運動に確信を持つ

東北ダンプ

政府通達に基づく要請実勢単価改善の支援を
栃木ダンプ支部は7月23日、組合員10人で栃木県、栃木県警への要請行動に取り組みました。今回県に対しては単価問題に焦点を絞りました。政府は今年3月に「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化」の通達を出し、約の適正化のなかでダンプについては2割増の設定を盛り込みました。

組合では組合員の最新単価調査を実施し、「標準的な運賃」の2割程度しか支払われていない実態を資料として提示しました。県交渉で組合は「政府は単価を据え置くこと自体を『買いたたき』として問題視するなど変化が生まれている。自治体の行政指導も従来の枠から大きく踏み込む必要がある」と追及。参加した組合員は、「一部単価が上がったところもあるが、全体的にはまつたく不十分だ。いまこそ本気になって取り組まないと業界の未来はない」と訴えました。県は関係する21団体（建設業協会、生コン工業組合、舗装協会会等）に組合の実勢単価資料を配布するなど、単価改善支援について取り組みの具体化を確認しました。

現場実態に基づき改善指導を求める



単価改善及び自家用ダンプの就労について理解を求めました。 (8月1日北海道庁)



建設発生土対策の強化とダンプ単価の改善を求めました。 (7月26日静岡県庁)



能登半島地震における復旧・復興工事での使用促進措置を求めました (7月19日北陸地整)



組合員の実態を伝え、単価改善に向けた元請指導を求めました。 (7月19日徳島県)

全国キャラバン

使用促進、過積載根絶 単価改善の指導徹底を

「札幌市土木工事共通仕様書に12条団体使用促進措置を記載、年2回入札参加者に啓発指導文書を出しています。」

(札幌市)

「違法運行防止対策実施要領において使用促進措置を徹底するよう、県内の各事務所へ文書通知しました。」

(群馬県)

「今まで過積載防止の観点で法12条団体の使用の促進を指導している所で、今後も同様に指導徹底する。」

(岐阜県)

「建交労は法12条団体等であるとの認識であり、引き続き使用の促進についての業者指導を行う。」

(愛知県)

「今年4月から4週8休を徹底する中で各現場の単価改善を行ない、ダンプの単価も引き上げました。」

(ネクスコ西日本)

「指導事項の徹底については、本省より文書が出されており、引き続き徹底します」

いて、監督員や請負業者に対して正しい理解を徹底する。」

(静岡県)

「建設発生土対策の強化において、監督員や請負業者に対して正しい理解を徹底する。」

(九州地整)

「入札参加者に対する人親方労災保険制度を周知している。」

(札幌市)

「建設職人愛知県計画では、厚生労働省の「特別加入のしおり」を元にして労災加入を推進している。」

(静岡県)

「建設発生土の指定処分には受け払い簿の提出義務化を行い、施行プロセスチェックで業者指導している所。」

(福島県)

「建設発生土はストックヤードだと搬出先が明確にならないため、現場から最終処分場に運ぶようにしている」

(愛知県)

「建設発生土の指定処分には受け払い簿の提出義務化を行い、施行プロセスチェックで業者指導している所。」

(三重県)

際し、搬入予定の処分先の実態を事前に確認している

(群馬県)

であり、発注者である。規制区域は政令市を除く市町で基礎調査を行い、県全域が指定区域となつておらず、12月に施工運用を開始する。」



ストックヤードの運用実態の把握、過積載防止対策の実施を求めていました。 (8月9日九州地整)